

第 21 回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和 4 年 3 月 28 日

午前 10 時 00 分～午前 11 時 6 分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
岡林 牧人	齋木 弥	吉田 真利子	鈴木 和幸
江上 真一	小林 武	八幡 健誠	渡邊 雄一郎

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第 79 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 80 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 81 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 82 号 職員を免ずる件について

議案第 83 号 職員の任用について

議案第 84 号 職員の併任について

議 長 それでは只今より第 21 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。日程 2、議事録署名委員の指名については、8番小林委員さん、9番渡邊委員さん、よろしくお願いいたします。次日程 3、会期の決定でございますが、本日 1 日限りで宜しいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、異議無し。という事で本日 1 日限りといたします。次、諸般報告でございますが、本日全員出席となっております。次日程5、会務報告、局長よりお願いいたします。

事 務 局 それでは私の方から、第 20 回農業委員会総会からの会務の日程をご報告申し上げます。まず整理番号1番ですが、2月 25 日に第 20 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されており、委員 12 名と事務局が出席しております。続きまして整理番号2番ですが、3月 15 日に農用地利用調整会議及び現地調査が奥春別交流センターで第2ブロックの委員さんと事務局で実施しております。続きまして整理番号3番ですが、3月 16 日に現地調査が役場A会議室で第1ブロックの委員さんと事務局で実施しております。続きまして整理番号4番ですが、3月 18 日に現地調査が、役場A会議室で第3ブロックの委員さんと事務局とで実施しております。最後になりますが、整理番号5番ですが3月 23 日に農用地利用調整協議が仁多交流センターで塩沢会長と事務局とで実施しております。以上簡単ではございますが、会務報告とさせていただきます。

議 長 はい、どうもありがとうございました。次日程6、報告第 43 号、農用地等の利用調整結果について。報告をお願いいたします。3番岡林委員さん、よろしくお願いいたします。

岡 林 委 員 3番岡林です。報告第 43 号について報告いたします。利用調整会議は、3月 15 日、11 時から奥春別交流センターにおいて、新木委員、八幡委員、小林委員、私と事務局で実施しております。候補者の出席者につきましては、〇〇〇〇の1名です。事務局からの説明のあと、利用調整をおこないました。結果、購入意思の確認は取れ金額の交渉を行いました、金額的な理由等により今回の調整は不調に終わっております。今後については、農地保有合理化事業による買入協議の申請を行う予定で準備を進めてまいります。以上、簡単ではございますが、利用調整結果の報告といたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい。有難うございました。只今岡林委員さんから報告がございましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで、報告第 43 号を報告済みとさせていただきます。次日程7、議案第 79 号、農地法第3条の規定による許可申請について。事務局説明より説明よろしく願いいたします。

事 務 局 総会資料3頁をお開きください。議案第 79 号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による、農地等の権利設定および移転の許可申請があった下記のものについて、議決を求める。令和 4 年 3 月 28 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は 1

件の申請がありましたので、ご説明させていただきます。申請番号1番、権利種別は使用貸借。所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇はか55筆の計56筆。公簿地目は畑、牧場、山林、原野、宅地ならびに雑種地。現況地目は畑、牧場。面積は合計で〇〇〇〇〇平方メートル。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は同住所、〇〇〇〇氏。申請事由については、貸付人は、経営移譲の為、後継者に無償貸与する。借受人は、経営移譲の為、前経営者より無償貸与を受ける。契約の種類は使用貸借となっております。申請地の位置図については、6ページから12ページをご参照ください。農地法第3条調査書につきましては、別添資料のとおりとなっており、いずれも問題なしと判断しております。以上、簡単ではございますが、議案第79号の説明いたします。ご審議の上ご決定たまわりますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。6番新木委員さん、よろしくお願いいたします。

新 木 委 員 6番新木です。申請番号1番についての現地調査を、3月15日に、八幡委員、岡林委員、小林委員、私と事務局で実施しております。本申請は〇〇〇〇氏からご子息で後継者の〇〇〇氏への経営移譲に伴う申請となっております。経営移譲対象地は、〇〇〇〇氏名義で全地、適切に管理されており問題ないとしております。経営計画においても適切であると判断いたしました。このあと議案でも提案していますが借地についても、利用権を移転することとしており、全経営地を移譲することとしております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第79号について何かご質問ございますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで、議案第79号を決定させていただきます。次日程8、議案第80号、農地法第5条の規定による許可申請について。事務局説明よろしくお願いいたします。

事 務 局 それでは農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料13ページをお開き願います。議案第80号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による、農地等の転用の為の権利設定の許可申請があった下記のものについて、意見を求める。令和4年3月28日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は一時転用の申請が1件ありましたのでご説明いたします。申請番号1番。権利の種類は使用貸借。所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の計1筆。公簿・現況地目ともに畑。面積は合計で〇〇〇〇〇平方メートル。貸主、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。事業主体借主は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。用途は砂利採取のための一時転用。所要面積については、〇〇〇〇〇平方メートルとなっております。事業費については、合計〇〇〇〇〇円。全額自己資金でまかなうこととなっております。図面につきましては14ページ。16から17ページにかけて求積図。18ページに平面図、19ページに跡地復元計画図を添付しておりますのでご参照ください。意見書については15ページに記載してございますので、こちらについて今説明いたします。事業計画転用目的は砂利採取。工事計画につきましては、着工は許可日から令和5年4月30日までの一時転用。農地転用に関する許可基準からみた意見ですが、当申請地は、草地として使われており、砂利採取後の計画において農地利用に支障のないこと。また工事等に必要な砂利資源を確保する必要があり、一時転用はやむを得ないものと思われる、としてございます。資力および信用も問題なしとしております。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況は、所有者の

同意を得ている状況でございます。その他内容につきましては、申請書添付書類等を確認し問題ないと判断しております。以上簡単ではございますが、議案第 80 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 はい。有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願いいたします。2番元山委員さん。

元 山 委 員 2番元山です。申請番号1番の現地調査は、3月 16 日に塩沢会長、江上委員、鈴木委員、私と事務局で、現地在積雪のため確認が難しいので、役場農業会議室において航空写真にて実施しております。本申請につきましては、〇〇〇〇が砂利採取を行うための一時転用となります。申請地は昨年からの砂利採取を開始しており、砂利採取に要する面積は前回同様となります。砂利採取後においても農地利用ができることを確認しておりますので、問題ないと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、これで現地委員さんの報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。議案第 80 号について、何か質問ございますか。

小 林 委 員 1点いいですか。

議 長 はい、小林委員さん。

小 林 委 員 8番小林です。あの、図面を見ると、掘削地ABと別れているんですけども、これはなんでこのような表現をしているんですか。わかりますか。

事 務 局 事務局よりただいま小林委員さんから質問ありましたことについて、ご説明させていただきます。ABとあえて順番をつけるような分け方をしているのは、Aの方が計画上先に採取することにして、Aの方が終わり次第Bの方を採掘するというような意味合いでAとBに付番していると、〇〇〇〇の方から聞いています。

小 林 委 員 1年でAB全部を採るということですか。

事 務 局 1年間で、Aの部分につきましては採取するという事で今のところ聞いております。

小 林 委 員 じゃあ期間内に終わらないという事ですか。

事 務 局 AとBということで前期と後期、という形で分かれています。Aから採っていった、今回の内容ではAのみの採取といった形になります。この一時転用の許可なんですけれども、元々の砂利採取の許可の期間が1年しか採れないということで確認がとれておりまして、同じような内容での砂利採取の方でも同様の申請になっております。ということで、実際に許可から1年間としておりますが、複数年度で砂利採取を行う形になるというのが今の状況です。農業員会として

も、砂利採取の期間を複数年度にして、計画変更という事にして期間を延ばすという事も何度も振興局に相談したんですが、それができない。規模やその他色々な条件があってできない。砂利採取法では単年の許可となっている。一時転用許可では問題ありませんが、採取法でどうしても1年ずつの許可になってしまうため、それ以上の許可が農地法上できないという回答を振興局より受けております。再三にわたって協議をいたしましたが、このような内容になっております。以上でございます。

小 林 委 員 今後を含めてなんですけど、ここで完了まで出ているのに、なぜ複数年に及ぶようなものを農業委員会として認める必要があるのか、というのを整理してください。

事 務 局 わかりました。小林委員の指摘の通りで、今回半分の土地に関して全地、ということで、砂利採取の部分もあるんですが、砂利採取会社も含めて計画、全体の計画も聞いて、あとは復元後の利用者も含めてなんですけど、その計画と言うものをまず把握するという事です。現在、町内で行われている砂利採取はここ1件だけではなくもう1件あるはずなので、同じような形で複数年砂利採取の計画と聞いています。当初の計画の聞き取りが甘かったため、1年間だけではなく複数年で、毎年更新みたいな形で同じ許可を行っているところが確かに見受けられますので、今後何年後まで砂利採取する予定でいるのか、等も含めて、精査し対応いたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 よろしいですか。

小 林 委 員 はい。

議 長 その他何かご質問ございますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは異議なし、ということで議案第 80 号を決定させていただきます。ありがとうございます。次日程9、議案第 81 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは 20 ページをお開き願いたいと思います。議案第 81 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和4年3月 28 日提出。弟子屈町農業委員会会長。権利種別ですが、利用権設定から説明させていただきます。

整理番号 1 番、所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか8筆の計9筆。公簿現況地目とも畑。面積は、〇〇〇〇平方メートルでございます。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。利用目的は、牧草畑。借賃は、〇〇〇〇円となっております。期間につきましては、令和 4 年 3 月 28 日から、令和9年1月 26 日までの約4年 10 ヶ月間となっております。この整理番号1番につきましては先日買入協議となった件でございます。図面につきましては 29 ページを参照願いたいと思います。

整理番号 2 番でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか1筆の計2筆。公簿現況地目ともに

畑。面積は、合計で〇〇〇〇平方メートルでございます。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、使用貸借の権利設定となっております。期間は令和４年３月２８日から、令和７年３月２７日までの３年間としてでございます。図面につきましては３０ページを参照願います。

整理番号３番、４番、５番につきまして、借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の設定となっておりますので、３つ続けて省略いたします。整理番号３番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の１筆。公簿現況地目ともに畑。面積は、〇〇〇〇平方メートルでございます。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。借受人は先ほど説明したとおりです。利用目的は、牧草畑。借賃は、〇〇〇〇円。期間は、令和４年２月２５日から、令和８年１２月３１日までの約４年１０ヶ月間となっております。図面は３１ページとなっております。

整理番号４番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の他１筆の計２筆。公簿現況地目とも畑。面積は、合計で〇〇〇〇平方メートルでございます。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。利用目的は、牧草畑。借賃は、〇〇〇〇円となっております。期間につきましては、令和４年３月１日から、令和８年１２月３１日までの約４年１０ヶ月間となっております。図面につきましては３２ページを参照願いたいと思います。

整理番号５番、所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の他３筆の計４筆。公簿現況地目ともに畑。面積は、〇〇〇〇平方メートルでございます。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は先ほど説明した通りです。利用目的は、牧草畑。借賃は、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和４年４月１日から、令和８年１２月３１日までの約４年１０ヶ月間となっております。４番５番の図面につきましては３２ページを参照願いたいと思います。

整理番号６番でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇の１筆。公簿現況地目ともに畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートルです。貸付人は５番同様、〇〇〇〇氏。借受人が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。利用目的は、牧草畑。借賃は、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和４年４月１日から、令和９年３月３１日までの５年間となっております。図面につきましては３３ページをご参照ください。

続きまして整理番号７番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の他２筆の計３筆。公簿地目は畑及び牧場。現況地目は全て畑となっております。面積は〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。利用目的は、牧草畑。借賃は、〇〇〇〇円。期間は、令和４年４月１日から、令和９年３月３１日の５年間。図面につきましては３４ページを参照願いたいと思います。

整理番号８番でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇他１筆の計２筆。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇平方メートルです。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。利用目的は、牧草畑。借賃は、〇〇〇〇円となっております。期間につきましては、令和４年４月１日から、令和９年３月３１日までの５年間としてでございます。図面は３５ページを参照願いたいと思います。

続きまして番号９番から１３番までは、貸付人は全て〇〇〇〇氏の所有地となっておりますので、説明は割愛いたします。整理番号９番です。所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇他１筆の計２筆。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇平方メートルです。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。借賃は、〇〇〇〇円。利用期間につきましては、令和４年４月１日から、令和９年３月３１日までの５年間となっております。図面は３６ページとなっています。

整理番号１０番です。所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の他３筆の計４筆。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇平方メートルでございます。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。利用目的は、牧草畑。借賃は、〇〇〇〇円となっております。期間につきましては、令和４年４月１日からの５年間となっております。図面につきましては３７ページを参照願いたいと思います。

整理番号１１番です。〇〇〇〇〇〇〇〇〇の他２筆の計３筆です。公簿地目は畑及び牧場。現況地目は畑。面積は〇〇〇〇平方メートルでございます。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、普通畑。借賃は、〇〇〇〇円となっております。期間につきましては、令和４年４月１日から、令和９年３月３１日までの５年間としてでございます。図面につきましては３８ページをご参照ください。

１２番でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇の１筆。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇平

方メートルでございます。貸付人借受人につきましては 11 番と同様、同一人物となっておりますので割愛いたします。利用目的は、普通畑。借賃は、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和4年4月1日から、令和9年3月 31 日までの5年間としてございます。

整理番号 13 番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の他2筆の計3筆。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇平方メートルです。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円となっております。期間は、令和4年4月1日から、令和9年3月 31 日までの5年間としてございます。12、13 番の図面につきましては 39 ページを参照願いたいと思います。

続きまして整理番号 14 番です。〇〇〇〇〇〇〇〇〇の他5筆の計6筆。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇平方メートルです。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は 13 番同様、〇〇〇〇氏となっております。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、使用貸借の権利設定となっております。期間は、令和4年4月1日から、令和5年5月 11 日までの1年間1ヶ月間となっております。図面につきましては 40 ページを参照願いたいと思います。

整理番号 15 番でございます。所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の他3筆の計4筆。公簿地目は畑及び雑種地。現況地目は全て畑となっております。面積は〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的、牧草畑。借賃は、〇〇〇〇円。期間は、令和4年4月1日から、令和9年3月 31 日までの5年間。図面につきましては 41、42 ページをご参照ください。

整理番号 16 番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の他1筆の計2筆。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇平方メートルでございます。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、普通畑。借賃は、〇〇〇〇円となっております。期間につきましては、令和4年3月 28 日から、令和9年3月 31 日までの約5年間としてございます。図面は 43 ページをご参照ください。

続きまして整理番号 17 番です。〇〇〇〇〇〇〇〇〇の他2筆の計3筆。公簿地目は畑及び山林。現況地目は全て畑となっております。面積は合計で〇〇〇〇平方メートルです。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的は、普通畑。借賃は、〇〇〇〇円。期間は、令和4年4月1日から、令和7年3月 31 日までの3年間としてございます。図面につきましては 44 ページをご参照ください。

整理番号 18 番でございます。18 番、19 番につきましては先日農振の変更をかけた、牛舎に係る集積計画となっております。それでは説明いたします。〇〇〇〇〇〇〇〇〇他3筆の計4筆。公簿地目は畑及び山林。現況地目は農業用施設用地ということとしてございます。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。利用目的は、農業用施設用地。契約につきましては使用貸借の権利設定となっております。期間につきましては令和4年3月 28 日から、令和 14 年3月 27 日までの 10 年間としてございます。45 ページをお開き願いたいと思います。この申請に係る、開発事業計画書というものを添付させていただいております。事業の実施者、利用権の設定を受ける者は〇〇〇〇氏となっております。後の所在一覧、地目、面積等につきましては先ほどの総会資料通りとなっております。権利設定につきましては、今日、令和4年3月 28 日から令和 14 年3月 27 日までの 10 年間としてございます。土地の部分につきましては、申請同様〇〇〇〇平方メートル。うち、所要の面積、建物面積ですが、〇〇〇〇平方メートルとなっております。3番の被害防止措置の概要につきましては、該当はありませんでした。資金の計画及び資金の調達方法のことで、資金の借入による対応としまして、〇〇〇〇円ということで聞いております。各借受で〇〇〇〇円相当。自己資金で、〇〇〇〇円相当ということでございます。図面につきましては 46 ページにつけてございます。配置求積図については 47 ページ。平面図は 48 ページ。立面図は 49 ページ。ラグーンの図面につきましては 50 ページを参照してください。以上簡単ではありますが整理番号 18 番の説明とさせていただきます。

続きまして 24 ページに戻りまして、整理番号 19 番。所在が〇〇〇〇〇〇〇〇〇の他1筆の計2筆。公簿地目は畑。現況地目は農業用施設用地。面積につきましては〇〇〇〇平方メートルでございます。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的は、農業用施設用地。権利設定は使用貸借。期間につきましては、令和4年3月 28 日から、令和 14 年3月 27 日までの 10 年間としてございます。

そこですね、51 ページ、同様にですね、開発事業計画書というものを添付してございます。各自参照していただければと思います。ここで利用権の設定を受ける者は〇〇〇〇氏でございます。土地の所在、地番につきましては整理番号 19 番と同様となっております。用途、開発事業等につきましては、令和4年3月 28 日からの 10 年間。面積は〇〇〇〇平方メートルが土地の造成分、所要面積として申請と同様の同数字という形となっております。係る建物等の面積につきましては、〇〇〇〇平方メートルということとなっております。4番、資金の計画及びその調達計画につきましては、資金の借入による対応ということとしまして、〇〇〇〇円としてございます。借入金は、〇〇〇〇円。自己資金は〇〇〇〇円ですが、クラスター事業ということで、補助金を見据えて、3月 23 日付けで内報をいただいております。ということで、〇〇〇〇円が確定しており、これは確認をしております。52 ページに図面ですね。配置求積図が 53 ページ。建物の平面図・立面図等につきましては 54 ページから 57 ページを参照願いたいと思います。先ほどの 18 番、19 番につきましてはですね、こういった開発事業計画書を添付してございますが、転用と同様にですね、確認の書類、あくまで建設に係る部分という事で、確認書類は頂いており、農協さんから頂いて確認して今回の提案とした形とさせていただいております。

続きまして整理番号 20 番からになります。ここから権利種別がですね、利用権移転となります。整理番号 20 番から 31 番は先ほど農地法3条の説明にあったですね、〇〇〇〇氏からですね、ご子息の〇〇氏にですね、経営移譲に伴う利用権移転となっております。備考欄には農地所有者の住所、氏名を記載してございます。図面につきましては 58 ページから 66 ページを参照していただければと思います。先ほどの農地法3条と併せてこの集積で組んでいる賃貸借という事と併せて〇〇氏の全経営地が〇〇さんのほうに渡るという形の設定となっております。そのため 20 番から 31 番についての説明は割愛させていただきます。最終ページに調査書を添付してございます、いずれも問題なしということで判断してございます。以上簡単ではありますが、議案第 81 号の説明といたします。ご審議の上、ご決定賜われますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それではここで、事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願いいたします。まず整理番号1番については、農業公社のことですので、割愛させていただきます。次、整理番号2番については、3番岡林委員さん、よろしくお願いします。

岡 林 委 員 3番岡林です。整理番号2番についての現地調査を、3月 15 日に、八幡委員、新木委員、小林委員、私と事務局で実施しております。申請地は〇〇〇〇氏の所有地であり今回、〇〇〇〇氏が利用することで調整をしております。農地としての利用は問題ないと判断しております。賃借料については、〇〇〇〇氏の自作地であったものの十分な管理ができていなかったことも含め使用貸借として調整をしております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、ありがとうございました。3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番については継続でございますので、省略いたします。整理番号 18 番については、9番渡邊委員さん、よろしくお願いします。

渡 邊 委 員 9番渡邊です。整理番号 18 番についての現地調査を、3月 18 日に、上西委員、齋木委員、吉田委員、私と事務局で実施しております。整理番号 18 番については、〇〇〇〇さんが牛舎建設及びラグーン造成のための利用集積計画であり、昨年の8月の総会において農振変更した農地であります。この事業の実施については、問題なしと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、ありがとうございました。次整理番号 19 番については、6番新木委員さん、よろしくおねがいします。

新 木 委 員 6番新木です。整理番号 19 番について現地調査を、3月 15 日に、八幡委員、岡林委員、小林委員と私と事務局で実施しております。整理番号 19 番については、〇〇〇〇さんがクラスター事業を活用し、牛舎及びスラリースタの建設をするための利用集積計画であります。この事業の実施については、問題なしと判断しております。以上簡単ではありますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、ありがとうございました。次、整理番号 20 番、21 番、22 番、23 番 24 番 25 番、26 番、27 番、28 番、29 番、30 番、31 番については、利用権の移転という事で継続でございますので、省略をさせていただきます。それではここで質疑を受けたいと思いますが、整理番号3番、4番、5番については、〇番〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので、退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 それでは再開いたします。整理番号3番、4番、5番について、何かご質問ございませんか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで、決定をさせていただきます。〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 それでは再開いたします。整理番号1番、2番、6番、7番、8番、9番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番、20 番、21 番、22 番、23 番、24 番、25 番、26 番、27 番、28 番、29 番、30 番、31 番について、何かご質問ございますか。ありませんか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 81 号を決定させていただきます。

上 西 委 員 会長、いいですか。質問とかではないんですけど、ちょっと休憩お願いしたいんですけど。

議 長 休憩いたします。

(休憩)

議 長 それでは再開いたします。それで1番から31番まで読み上げました。これについて何かご質問ありますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議長 異議なしということで、議案第 81 号を決定させていただきます。

事務局 追加提案がございます。いまから議案書お配りしますので、少々お待ちください。

議長 それでは追加提案という事で、事務局から。

事 務 局　それではあの、議事日程、追加という事で、追加日程1、2、3ということで、レジュメにありますとおり議案第 82 号、職員を免ずる件について。83 号、職員の任用について。84 号職員の併任についてということで、一括して説明させていただきたいと思ってます。

まず議案第 82 号、職員を免ずる件について。農業委員会等に関する法律第 26 条第3項の規定により、下記のとおり農業委員会事務局職員を免ずるものとする。令和4年 3 月 28 日提出。弟子屈町農業委員会会長。免ずる者の職名氏名及び生年月日については、〇〇〇〇氏でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇生まれとしてございます。2番の事由としましては、弟子屈町職員人事異動による農業委員会事務局書記を解くため、ということとしてございます。発令年月日は令和4年3月 31 日となっております。

続きまして、議案第 83 号です。職員の任用について。文面につきましては同様でございます。任用する者の職名氏名につきましては、〇〇〇〇氏となっております。〇〇〇〇〇〇〇〇生まれとなっております。任用年月日は、令和4年4月1日からとなっております。で、次のページにですね、略歴ということで、記載させて頂いておりますのでご参照して頂ければなという事と思います。

続きまして議案第 84 号。職員の併任についてということでございます。文面につきましては同様でございます。令和4年3月 28 日提出、弟子屈町農業委員会会長。1番、併任する者の職名氏名につきましては、農地振興係として、〇〇〇〇氏ということとなっております。任用年月日は令和4年4月1日からの併任発令ということでなっております。一応書記を3月 31 日に解きまして、町側から農林課の農政係ということで配属されます。4月1日からですね、農業委員会の方に併任されるという事で、今回このような流れになってございます。これ定数条例の都合上なので、人数決まってるんです。一応、農林課配属にはなるんですが、今まで通り農業委員会事務局の職員という事で、今まで通りこういった総会にも出る予定ですので、小笠原係長という者が新たに4月から加わるというような形の流れという事でご理解いただければと思います。以上、簡単ではありますが追加議案の説明とします。よろしくお願いいたします。

議長　ただいま事務局からの説明が終わりました。議案第 82 号、83 号、84 号について。よろしいですか。免ずる件と併任について、〇〇事務局員には退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 休憩を解除します。それでは再開いたします。議案第 82 号、84 号について。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、それでは、議案第 82 号、84 号を決定させていただきます。〇〇の退席を解除します。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 それでは再開いたします。議案第 83 号、職員の任用について。よろしいですか。

各 委 員 異議なし

議 長 異議なし、ということで議案第 82 号、83 号、84 号をそれぞれ決定させていただきます。ありがとうございます。その他ということで、事務局からなにかございますか。

事 務 局 特段ございません。

議 長 それでは本日日程1から日程 12 まで全て決定をいたしましたので、これにて第 21 回弟子屈町農業委員会総会を終了いたします。苦労様でした。

午前 11 時6分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 小林 武

議事録署名委員 渡邊 雄一郎